

一括有期事業（建設業・林業）の事業主の皆様へ

～労災保険への加入手続きに当たってのお知らせ～

徳島労働局労働保険徴収室

建設業及び林業事業場で労働者を雇用している場合は、いわゆる「事務所労災」への加入が必要となりますので、手続きがお済でない場合は早めの手続きをお願いします。

次の2事業の場合は現場の保険関係に基づく労災保険の適用を受けられないため「事務所労災」への加入が必要となります。



建設業

工事現場の労災保険については、元請事業主が加入することになりますが、元請・下請事業に関係のない、作業場・資材置場等における「片付け、整理、道具の手入れ、社用車の点検等及び営業、事務業務等に從事中の災害」及び労働者の「自宅と事業場（事業所・作業場・資材置場等）間の通勤行為中の災害」



林業

木材の伐出事業及び植林、造林等の事業（現場）については、当然に事業主が加入手続きを行います。が、木材の伐出事業及び植林、造林等の事業以外の事務所や作業場・資材置場等における「片付け、整理、道具の手入れ、社用車の点検等及び営業、事務業務等に從事中の災害」及び労働者の「自宅と事業場（事業所・作業場・資材置場等）間の通勤行為中の災害」

加入していなければ・・・？

「事務所労災」の保険に未加入の状態ですら、労災事故（通勤災害含む）が発生した場合、被災労働者への迅速な給付に支障がある他、事業主に対して追徴金が課される場合があります。

保険料の算定方法は？

大きく分けて2パターンあります。

その1

工事現場で従事しない
営業や事務所の事務員
の場合



当該労働者の賃金総額に労災保
険料率を乗じて算定します。

その2

従事するのは主に工事
現場だが、それ以外の
業務として営業や雨天
時に事務作業に従事す
る従業員の場合



業務日報・出勤簿等でそれぞ
れの就業時間を分けて記録し、工
事現場以外の業務に係る賃金総
額を算出し、その額に労災保
険料率を乗じて算定します。



その1とその2の労働者の賃金総額の合計
額に労災保険料率を乗じて算定します。

※ 加入手続きに関することや不明な点等のお問い合わせは、

徳島労働局総務部労働保険徴収室

(電話番号 088-652-9143)

又は最寄りの労働基準監督署へ



厚生労働省



徳島労働局

(R6. 4)